

エクスプレス予約グリーンプログラム特約

第1条(定義)

1. 本特約は、九州旅客鉄道株式会社(以下、「JR九州」といいます。)及びJR九州が提携する企業(以下、「提携各社」といいます。)が、「JR九州エクスプレス予約サービス会員規約(JQ CARDエクスプレス会員)」に定める会員(以下、「会員」といいます。)に対し、各種サービスを提供するプログラム(以下、「本プログラム」といいます。)について定めます。
2. 本プログラムは、会員によるエクスプレス予約のご利用に対し、そのご愛顧にお応えするため、特典を提供するものです。
3. ポイントとは、会員による本プログラム対象サービスの利用に応じて付与される点数をいいます。
4. 特典とは、会員の利用申込に応じてJR九州及び提携各社により、会員に提供されるサービス等をいいます。
5. 特典グリーン券とは、特典のうち一定の条件によりグリーン席に乗りいただくことができるサービス利用時に発行する乗車券類をいいます。

第2条(参加申込)

本プログラムは、全ての会員を対象に提供し、会員による申込み等、特別の手続きを行うことなくサービスが適用されます。

第3条(ポイントの蓄積)

1. ポイントは物理的に発行されたカード単位に蓄積されます。
2. 会員が、会員資格を失ったときは、蓄積されていたポイントは無効となります。
3. ポイントは、別に定める条件に従ったエクスプレス予約による乗車券類の購入、受取り等のほか、JR九州及び提携各社の定める商品購入・サービスの利用に際し付与されます。
4. JR九州及び提携各社は、ポイントの付与条件について、随時、任意に見直すことができるものとします。
5. ポイントは別に定める蓄積条件に基づき、エクスプレス予約サービス内に設定される口座に対し蓄積され、利用可能なポイントとして登録されます。会員は口座にポイントが登録された後でなければ、そのポイントにより特典を利用することはできません。
6. ポイントが自動的に口座に登録されなかった場合、会員はJR九州が別に定める方法により、ポイントの蓄積、引落しを請求することができます。ただし、この請求はJR九州が特に認める場合を除き、ポイント利用対象商品、サービスの購入日から3ヶ月以内にお申し出いただくこととします。
7. エクスプレス予約の利用条件や登録された会員属性等の違いにより、ポイント付与条件、特典付与条件その他の諸条件を、特定の会員にのみ変更して提供する場合があります。

第4条(ポイントの有効期限)

ポイントの有効期限は、蓄積年の翌年の6月末日23時30分までとします。有効期限後に口座に存するポイントは、別に定める場合を除き、失効します。

第5条(ポイントの共有、合算、移転)

1. 蓄積されたポイントについては、次に挙げる場合をはじめ、いかなる場合においても、所有する会員本人、第三者を問わず、他のカードとの間で共有、合算、移転できません。

(1)会員のカードが現在のカードから、別のカードに変更となる場合。

(2)会員が複数のカードを所持している場合。

2. ポイントの合算、移転の特例

前項にかかわらず次の場合については特例として、異なるカードへのポイントの合算、移転を認める場合があります。

(1)カードの紛失、盗難等により、別のカードを発行することとなった場合。

(2)その他、JR九州との提携によりカードを発行する会社がともに認めた場合。

第6条(提携各社によって提供される特典)

1. 提携各社によって提供されるサービス内容及びそれに関する告知等については、提携各社の責任により行います。JR九州は提携各社により提供されるサービスの品質を保証するものではありません。

2. 提携各社でのサービス利用については、提携各社ごとの規約等に定める利用条件に従うものとします。

3. 蓄積されたポイントは別に定める場合を除き、提携各社が提供しているポイントサービス等のポイント、特典との共有、合算及び譲渡をすることはできません。

4. JR九州は提携各社との提携解消、提携各社が提供する特典内容、条件の変更等については一切責任を負いません。

5. JR九州は提携各社との提携を、変更または終了することがあります。この場合JR九州は会員に対し、エクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) 等にてその旨をお知らせします。

第7条(ポイントによる特典の利用)

1. 特典は会員に限り申し込むことができます。

2. 特典は原則として、会員に限り利用できるものとします。これによらず、会員が同時に予約した他の利用者等に特典を利用させる場合は、特典の利用条件等について十分に説明し、特典の利用に際し会員が遵守すべき規約等各種の定めについて利用者に遵守させるものとします。

3. ポイント及び特典については、前項の場合を除き他の会員等に譲渡することはできません。

4. JR九州は特典の利用に際し、所定の本人確認等を行う場合があります。

5. 会員への特典に関する必要事項の通知、連絡は、JR九州のホームページまたはエクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) 等によるほか、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所、電話番号、電子メールアドレス等に対して行います。また、原則として特典の送付は、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所に対して行います。この登録内容の誤り、更新未了等により必要事項の不連絡及び特典の不着など、会員に不利益が生じて、JR九州は一切責任を負いません。

6. 会員は、特典の利用に際して、別に定める利用条件を事前に確認するとともに、利用条件に従って利用するものとします。

7. 特典の提供にあたっては、利用できない期間や提供数量等の制限を設ける場合があります。JR九州はこの利用制限を理由に、特典の払いもどし、ポイントの口座への返還、またはポイントの有効期限の延長等を行う責任を負いません。

8. 会員等は、提供された特典をいかなる形でも、第三者への譲渡、売買、金品との交換を行うことを禁止します。

9. JR九州は、会員に提供するすべての特典について、紛失、盗難等を理由とする再提供の義務を負いません。また特典の発送以降、配送中に生じた遅延、紛失、損害等のあらゆる事故により会員が特典を利用できない状況となった場合についても、それを補償するいかなる責任も負いません。

第8条(変更、終了の告知)

1. JR九州は、本特約、ポイントの付与条件、特典内容やその付与条件等の諸条件について、既に付与されたポイント、特典等の価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、予告なしに変更する場合があります。

2. 本プログラムに関する案内書に記載の規定及び告知内容等の確認事項については、JR九州のホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)等に記載された内容が、従来の内容に優先します。最新の印刷物に記載された確認事項と相違する従来の確認事項は、最新の印刷物に記載された内容に改定されたものとみなします。

3. JR九州は、任意に本プログラムを終了できるものとします。終了の場合、別に定める場合を除き、本プログラムの終了時において、会員の未使用ポイントは取消され、未使用特典の使用も中止されます。

第9条(特約の変更)

JR九州は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則及び特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則及び特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、JR九州は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、エクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)等で公表するものとします。

第10条(この特約に定めのない事項)

ポイント利用にかかわる個人情報の取扱い、その他本特約に定めのない事項については、カード会員規約、JR九州エクスプレス予約サービス会員規約(JQ CARDエクスプレス会員用)によります。また、別に定めるものにつきましてはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)等でご確認ください。

施行日 2022年6月25日